2019年3月29日発行

即位・大嘗祭違憲訴訟の会 NEWS

第02号

〒202-0022　東京都西東京市柳沢2-11-13
e-mail：sokudai@mail.zhizhi.net　HP：http://sokudai.zhizhi.net
郵便振替口座：00120-3-29325（即位・大嘗祭違憲訴訟の会）

第１回口頭弁論・裁判所に鋭く迫る！

次回の弁論期日は５月８日（水）14：30～　２次訴訟も提訴！

❖２月５日、突然の差し止め請求却下決定

本紙前号でお知らせした通り、東京地裁は、私たちの裁判を「一般民事事件」（損害賠償請求）と「行政事件」（公費支出差し止め請求）に分離しましたが、２月５日、民事第38部・朝倉佳秀裁判長は、突如として差し止めを求めた部分について、たった一度の口頭弁論すら開かないままに、本件却下の決定を下してしまいました。この種の集団訴訟においてはきわめて異例のことだそうです。現天皇の退位・新天皇の即位を目前にして、「代替わり」儀式に関する議論の余地などないという姿勢を示したとしかいえません。そもそも、差し止め却下をさっさと行うために、裁判を分離したのでしょう。

訴訟の会が２月16日（土）で行った「提訴報告集会」では、当然にもこの裁判所の姿勢に対する批判のアピールが続きました。しかし、「代替わり」や天皇制に対する原告個々人の思いが、多様に表現された、とてもいい集まりになったと思います。なお、差し止め却下に対しては、２月20日に控訴を申し立てました。

❖２月25日第１回口頭弁論開かれる！

差し止め請求部分は却下されてしまいましたが、残っている損害賠償請求部分に関する１回目の口頭弁論は、予定通り２月25日(月)、東京地裁103号法廷において開かれました。原告から佐野通夫、堀江有里の意見陳述がなされ、続いて弁護団から吉田哲也、酒田芳人弁護士が訴状内容の陳述を行ないました。それぞれ、今回の差し止め却下決定に対する厳しい抗議から弁論が開始されました。酒田弁護士の発言にもあったように、被告側も裁判所も、内容的な議論を避けずに、きちんと法廷で対話していくことが必要なはずです。

次回の口頭弁論は５月８日（水）14時30分からに決まりました。１回目の法廷は、残念ながら超満員とまではいかなかったですが、ぜひ法廷を埋め尽くして、裁判所に対しても原告の力を見せつけましょう。

❖第２次訴訟も提訴

２月末締切りで準備していた第２次訴訟ですが、最終的に76人の原告で、３月26日（火）に提訴しました。第１次訴訟との併合が認められれば、317名の原告団で、今後の訴訟が闘われることになります。なお、第２次原告に間に合わなかった方も、訴訟の会の支援会員（年間会費は原告同様、3000円です）は随時募集していますので、ぜひ回りの方にも、お声掛けをお願いします。

さらに、次回弁論のあと、５月24日（金）・25日（土）には、恒例の「全国政教分離訴訟交流集会」が東京で行なわれます。今年の交流集会の受入れ団体は、安倍靖国参拝違憲訴訟・東京、ノー！ハプサと、私たち即大違憲訴訟の会の３団体共催となります。会場は早稲田にある日本キリスト教会館です。詳細はまだ未定ですが、各訴訟の現状や各地の取り組みの報告などに加えて、退位の礼や「剣璽等承継の儀」「即位後朝見の儀」など諸儀式の批判・分析などをおこなってはどうか、という案も出ています。こちらにも是非ともご参加下さい。

第２回口頭弁論

2019年５月８日（水）14時30分～
東京地方裁判所103号法廷（地下鉄霞ヶ関駅下車）
終了後、弁護士会館にて報告集会（予定）

＊傍聴券抽選が30分前頃にあると思われます。積極的な傍聴支援をお願いいたします。

［第 1 回口頭弁論］

原告・弁護団は政府の不当違法性を堂々と主張

太田英雄　●原告

241 人原告団と 13 名の代理人弁護団が、2018 年 12 月 10 日東京地裁に提訴した「即位の礼・大嘗祭等違憲差止請求」訴訟を、東京地裁は「公費支出差し止め請求」（民事 38 部扱）と「損害賠償請求」（民事 10 部扱）とに勝手に二つの訴訟に分離して、さらに民事 38 部は 1 回も口頭弁論を開かずに 2 月 5 日「差止め訴訟」を「却下の決定を下した」と通告をして来ました。このような司法の独断横暴な措置を認めることはできません。

第 1 回口頭弁論ではこのような異例な措置は認められないと怒りの態度表明後、代理人の酒田芳人弁護士、吉田哲也弁護士は、この訴訟提起の趣旨について、今回政府が行おうとしている天皇の代替わり行事は、憲法 20 条 3 項に定められている政教分離規定の違反と、憲法 89 条の税金等公金の宗教活動等への支出禁止の規定に明確に違反するものであり、これを差し止める必要があり、国民として納税者として受けた精神的苦痛に対して損害賠償を求めるものだと、堂々と趣旨説明を行いました。

それに先立ち、2 名の原告（佐野通夫、堀江有里）は、訴訟の勝手な分離と差し止め請求を、意見を聞くことなく却下したことを抗議しながら、自らが原告に参加の趣旨を歯切れよく述べました。

佐野通夫氏は、「象徴としての公的な活動など、憲法上存在しえない」と、和歌山電鉄貴志駅の猫の「たま」駅長を例えながら、「猫のたまは勝手に電車を動かしたりすることはないが、「象徴」天皇はこの猫のような存在であるべきで、「象徴」が動きをしては危険極まりない、裁判者は「天皇はこの憲法の定めた国事に関する行為のみを行う」（4 条）意味を十分に考えるべき」と、また憲法 7 条 10 号の「儀式を行うこと」は、「即位の礼・大嘗祭」などのような任意の儀式と解釈されるものではなく、天皇は「憲法を尊重し擁護する義務」を負っていると述べました。

堀江有里さんは、キリスト教の牧師として、歴史的に、国家の方向性に迎合し尽くし、天皇の名のもとに戦争協力したこと、植民地や沖縄で皇民化教育への協力したことなど反省すべきことは多いとしつつ、今回の天皇代替わりで、国費、税金を投入して、神道という特定の宗教による儀式が行われることは、歴史が繰り返される恐怖を与えられ、納税者全てが無意識のうちに巻き込まれることの問題、また男系男子を産まなければならないという皇室の在り方は性差別の最たるもので、性差別、および異性愛主義を温存する装置を追認することだと、性的少数者の権利の立場から問題を提起しました。

第 1 回口頭弁論の機会に、今回の天皇代替わり儀式の持つ問題の深さを痛感し、今後もさらに国民各層とともに、代替わり儀式の内実を明らかにしなければならないと痛感しました。

原告意見陳述

佐野通夫

1　裁判所に望むこと

まず、私たちの訴訟を勝手に分離し、差し止め請求を却下した不当な扱いについて強く抗議します。私たちの訴訟は、即位の礼・大嘗祭儀式をはじめとする一連の儀式全体の違憲性を問いただし、儀式に対する国費支出の差し止めと、合わせて、すでに進行している儀式の準備によって生じた損害賠償を求めるもので、この裁判は一体のものであり、「特別裁判所は、これを設置することができない」（日本国憲法第 76 条第 2 項）ことからも、行政部を分けて審理するという東京地裁の方針は正しいものとはいえません。また、「裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ」という日本国憲法第 82 条の定めからも、口頭弁論を経ない却下は不当です。

本来民主主義国の裁判は、人民の権利の付託を受けて紛争のある当事者の弁論を聞き、それに主権者の代理人として調整をはかるべきものです。相手が国であり、行政であるからといって、この原理は異なるべきものでは

ありません。一方で、国は辺野古埋め立て承認取り消しに対して、沖縄防衛局が私人を装って、本来国民の権利を守るための行政不服審査法に基づく審査請求や執行申し立てを行ないました。日本国憲法下の裁判所は、行政・司法・立法のすべてを天皇が有していた大日本帝国憲法下の裁判所とは異なり、行政に対するチェック機能をはたし、主権者の権利を守る役割があります。このようなことからも、裁判所は国を一方当事者として２つの裁判を併合して口頭弁論を行ない、「即位・大嘗祭」の違憲性を明らかにするべきです。

本裁判所においては、日本国憲法第 76 条第３項「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される」に基づき、また日本国憲法前文の主権在民に従い、日本国の民主主義の再生のために、歴史を踏まえた正しい判断を下すことを望みます。

大日本帝国憲法はなぜ廃止され、日本国憲法が制定されたのか。同じく、（旧）皇室典範はなぜ廃止され、（新）皇室典範が法律として制定されたのか。登極令はなぜ廃止されたのか。それらの事実を踏まえずに、「従前の例に従う」ことは、日本国憲法の下では許されないことといわねばなりません。

２　今回の「即位」の異常さ

今回、私たちの提訴に至る天皇の退位と、皇太子の即位は、2016 年８月の天皇の「ビデオメッセージ」に始まり、2017 年６月 16 日に次のような「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」という「法律」が作られました。

「この法律は、天皇陛下が、昭和六十四 [1989] 年一月七日の御即位以来二十八年を超える長期にわたり、国事行為のほか、全国各地への御訪問、被災地のお見舞いをはじめとする象徴としての公的な御活動に精励してこられた中、八十三歳と御高齢になられ、今後これらの御活動を天皇として自ら続けられることが困難となることを深く案じておられること、これに対し、国民は、御高齢に至るまでこれらの御活動に精励されている天皇陛下を深く敬愛し、この天皇陛下のお気持ちを理解し、これに共感していること……」

不気味な条文です。法律名では「天皇」となっているものが、条文の中では「天皇陛下」と「天皇」に書き分けられています。人間明仁を指すときに「天皇陛下」、制度上の役割を示すときには「天皇」としているかのようですが、法律なのに敬語が満載されてもいます。

日本国憲法が規定している国事行為以外の天皇の行為は、憲法原理からは認められるものではありません。「象

徴としての公的な御活動」なぞ、憲法上、存在しえないのです。それどころか、天皇は憲法が定めた特別の公務員として「憲法を尊重し擁護する義務を負」います（日本国憲法第 99 条）。

たとえば、かつて 2007 年には、和歌山電鉄貴志駅において、猫の「たま」が駅長として任命されました。しかし、猫が勝手に出発の合図をしたり、気ままにバックしたり、止まったりするようなことがあっては、危険極まりありません。だから、猫のたまは、あくまで駅長として存在するだけで、勝手に電車を動かしたりすることはありません。「象徴」天皇は、例えば、この猫のたまのような存在でなければならず、「象徴」が勝手な動きをしては危険極まりありません。裁判所は日本国憲法が天皇を「象徴」とし（同第１条）、「天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行」う（同第４条）と定めた意味を十分に考えるべきであります。

３　「儀式を行ふこと」

天皇位は日本国憲法上、世襲のもの（同第２条）とされており、天皇となるための手続きは何も必要とされていません。現に前天皇裕仁から現天皇明仁への交代は、裕仁死去によって即時に明仁就任となっています。しかし、現天皇就任の際の 1990 年には、「即位の礼･大嘗祭」が 123 億円という膨大な税金をかけて行なわれました。皇室典範には「皇位の継承があったときは、即位の礼を行う」とありますが、即位の礼の内容についての定めもなく、大嘗祭は、記載すらありません。実際に行なわれた即位礼と大嘗祭をふくむ一連の諸儀式は、政教分離・主権在民原則の憲法原理に反するものであり、大阪高裁 1995 年３月９日判決は、「違憲の疑い」を明確に判示しました。

そもそも、「すべて皇室財産は、国に属」するもの（日

本国憲法第88条）であり、その財産も、天皇が日常的に使っている経費も、もともと私たちの税金です。秋篠宮が「大嘗祭については内廷費（手元金）でやるべきではないか」と発言したりしていますが、年間約3億円の内廷費（これも日産ゴーン元会長の給与と同じく庶民から見たら信じられない金額ですが）では、前回20億円以上かかったともいわれる大嘗祭の費用を賄えないと見越しながら、それでも大嘗祭がいかに宗教儀式であるかをもっともよく知る者の発言であるということができます。そもそも内廷費も税金であり、その金額や使い道も精査されるべきです。内廷費を使えば政教分離原則には抵触しないとはなりません。

日本国憲法第7条第10号「儀式を行ふこと」は、さきのたま駅長と同じく、1号から9号に具体的に列挙されている国事行為を行なうこと（認証式等）と解釈されるべきで、任意の儀式が日本国憲法第7条第10号の「儀式」と解釈されるべきではありません。天皇は「憲法を尊重し擁護する義務を負」う公務員でなければなりません。

最後に改めて本裁判所には歴史を踏まえた正しい判断を下すことを望みます。

堀江有里

1　はじめに

まず、即位大嘗祭にかかわる意見判断を求めて提訴した今回の事件について、裁判所が恣意的な見解をもって裁判を分割したこと、かつ即位関連の儀式に国費を使用することを差し止めする件については公的な場でたった一度の意見陳述を聞くこともなく却下したことについて、強く抗議します。

以下、すでに準備が進められて、国費が使用され始めている天皇代替わりの儀式について、政教分離と主権在民という二つの原則に反するという思いをもって、ふたつの観点からわたし自身の意見を述べます。ひとつには「キリスト者」としての立場であり、またもうひとつには性差別や異性愛主義という性に関わる差別の観点からです。

2　政教分離違反――キリスト者として

わたしはキリスト教の牧師として、今回の即位の礼や大嘗祭など天皇代替わりの儀式に国費、つまり、わたしたちの税金が膨大に消費されることに反対します。

とくに、わたしが所属している日本基督教団という教派は、戦時下、1939年「宗教団体法」によって、1941年に設立された宗教教団です。そのころの史料を読みますと、国家の方向性に迎合し尽くし、天皇の名のもとに戦争協力に邁進したことがわかります。植民地への皇民化教育の急先鋒を担ぎ、戦闘機を献上し、礼拝の際には宮城遥拝や、「国旗掲揚・国歌斉唱」という日の丸を掲げ、君が代をうたうことを自ら率先し、また、戦時下の激化する情況のなかで、内部では沖縄の諸教会を、まさに文字通り、切り捨ててきました。

わたしの所属するプロテスタント教会では、19世紀後半に日本に入ってきたなかで、「神以外のものは拝まない」「世の価値観には屈従しない」という規則をつくろうとして、自らあきらめていった歴史もあります。この歴史を、歴史神学者である土肥昭夫さんは「天皇制がよって立つ宗教的性格に挑戦し、これを切り崩そうとするものであった」が「キリスト教の歴史の示すところによれば、その大勢は天皇制のイデオロギー攻撃に自己の立場を弁解しつづけるうちに、その異質的性格は磨滅し、むしろ天皇制に忠実なキリスト教となっていった」と反省的に分析しています［土肥2012：35］。

キリスト教は、本来的な「性質」かもしれないのですが、国家神道と簡単にむすびつき、みずから積極的に排除行為をおこなう集団であり、簡単に大きなものに巻き込まれていく歴史をもっています。歴史がそれを如実に示しています。いまもおそらく、まったく変化なく、キリスト教は、あるいは「教会の体質」は存在しつづけています。そのような「体質」の延長線上にいる者として、みずからをふりかえりつつ、この場にまいりました。

国家神道と共存しうるキリスト教の信仰をもつ多くの日本のキリスト教のなかで、天皇制の問題はいまだタブー視されることが少なくはありません。そのような、日本基督教団という「大政翼賛体制の申し子」の内部にいる人間として、今回の天皇代替わりにおいて、国費、つまり税金を投入して、神道という特定の宗教による儀式がおこなわれることは、歴史が繰り返される恐怖を与えられるという意味で、わたし自身にとっても大きな損害を被ることになります。納税者すべてが無意識のうちにまきこまれ、それに反対することすらできないような風潮に巻き込まれていくこと、また祝意を強要されることは、キリスト者にとっても大きな被害です。

3　代替わりの背景にあるもの――規範形成をめぐる損害と女性の権利の阻害

つぎに性差別および異性愛主義の問題について述べます。

1979 年の国連第 34 回総会にて採択され、2 年後に発効した「女性差別撤廃条約」は、1985 年に日本も批准しました。女性に対するあらゆる差別の撤廃をめざした本条約ですが、しかし、批准した日本の現状を考えると、差別を撤廃することができる状況とはほど遠いところにあるのが現状です。2018 年 12 月に世界経済フォーラムが発表した「グローバル・ジェンダー・ギャップ指数」は、男女格差を数値で示しています。日本は 149 カ国中 110 位でした。この数値は、G7（先進 7 カ国）では最下位で、OECD（経済協力開発機構）加盟 36 カ国のなかでも下から 3 番目でした。

なぜ、この国で女性差別は改善されることがないのか。女性差別撤廃条約の履行に関しては、さまざまな法的・制度的な制約と同時に、慣習や意識における阻害要因が指摘されてきました。とりわけても、日本の場合、その阻害要因として、天皇制の問題が横たわっていることは、研究分野においても、市民運動の分野においても、これまでにも再三指摘されてきたことです。

2016 年に国連女性差別撤廃委員会が日本政府の最終見解案に記載された「皇位継承権に男系男子の皇族だけがある」ことへの問題についても、日本政府は強く抗議し、勧告から外させるという事態となりました。

ここに横たわっている問題は、皇位継承における女性差別の現状を国際社会においてもタブー視しようとする政府の立場です。

しかしながら、わたし自身としては、女性差別撤廃委員会が書き込もうとした「母方の系統に天皇を持つ女系の女性にも皇位継承が可能となるよう皇室典範を改正すべきだ」という文言について受け入れがたいことは事実です。

そもそも、代替わりをむかえること自体に大きな問題が横たわっています。現行「皇室典範」では「皇位継承資格は皇統に属する男系男子のみ」（第 1 条）であり、かつ「天皇及び皇族は、養子をすることができない」（第 9 条）と記されています。男系男子を産まなければならない、という皇室のあり方は、性差別のさいたるものでもありますし、性差別を温存する装置を追認することでもあります。このような行事に膨大な国費が使われること、そして祝意を強要されることは、性差別と家族主義を規範として再生産し続けることにも注意を喚起したいと思います。「明治」期以降、近代天皇制においてかたちづくられた「万世一系」というフィクションのなかでの天皇の代替わりは「世継ぎ」を産みつづけることを女性に強要するシステムでもあります。このシステムのなかでは、戦後民法で廃止されたはずの家制度が皇室には残存し、女性は、男系男子を産むためにその機能を利用される身体でしかないのです。皇位継承は、女性の身体を欠いては実現しないということを忘れてはならないと思います。

女性を「産む」身体として利用しつづける天皇制は、まさに性差別のシステムです。同時に、男女一対の生殖機能を強要する異性愛主義を基盤とするシステムでもあります。そのため、規範からはずれた性を生きる人びとのあり方が阻害され、負のレッテルがはられていく社会を、間接的、直接的に強化するシステムでもあるのです。

日本国憲法 13 条には「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と記されています。天皇代替わり儀式のなかで、規範からはずれた、あるいははずされて生きる人びとの「幸福追求権」という憲法に明記される権利は侵害され続けていくわけです。

この 25 年間ほど、同性愛者としてセクシュアル・マイノリティのピア・サポートや相談業務、また研究活動にかかわってきたわたしは、そのようなシステムに無自覚でいるわけにはいかないと思っています。

このような社会意識や慣習を問い直していくために、また、この国に生きる誰もが「幸福追求権」という当然の権利を遂行していくために、いま、裁判所の判断が必要とされています。即位の礼・大嘗祭を含む神道儀式を膨大な国費を使って行われることは、政教分離の原則からも、憲法に違反するはずです。現行の日本政府が継続している天皇制あるいは天皇に対するタブー視、マスメディアの自主規制という追従や政府からの圧力に対する屈服的な態度。それらに対し、三権分立の原則に従い、裁判所は勇気をもって適切に判断することを願うものであります。

［2.16 提訴報告集会］

即大違憲訴訟、頑張るぞ！ 頑張ろう！

桜井大子 ●原告

12月10日の提訴約二か月後の2月16日（土）、文京区民センターにおいて、原告交流会も兼ねた提訴報告集会を開催した。別項で詳しく報告されているとおり、私たちの訴訟は、12月に裁判所から国賠訴訟と差止め訴訟に分離させられ、2月5日、その差止め請求に対して、口頭弁論も開かないまま却下の通知が裁判官から弁護団に伝えられた。問答無用の却下に、提訴報告の集会は、この却下に対する抗議集会的な意味合いも加わることとなった。

最初に、呼びかけ人代表の佐野通夫さんから挨拶。主権者の代表である裁判所が、当事者の弁論も聞かず分離したり却下するのは不当である、との抗議から始まる。また、かつて上野公園で走っていたお猿の電車の猿や、和歌山県貴志駅のたま駅長の猫を例に示しつつ、本来象徴天皇とはこのように何もしない飾りでなくてはならず、今回の代替わりはその天皇の意思で始まったことの問題を批判した。

次に弁護団から酒田芳人弁護士が、訴訟の分離、差止め訴訟の却下と続いた経緯について報告し、約二週間後に控えている分離された片方の国賠訴訟の争点等について説明した。

まず却下について、訴えが不適法でその不備を補正することができないときは、裁判所は口頭弁論を経ないで訴えを却下できるという、民事訴訟法140条が適用されたことが報告された。しかし集団訴訟の場合は、口頭弁論を続けたうえで却下するというのが通常であり、30年前の代替わり裁判もそうであったことを指摘。東京地裁は、「不備」を補正する機会も与えず、差止訴訟を意識的に分離し、却下して、裁判を終結させようと判断したと考えられることを述べた。

また、25日から始まる国賠訴訟の争点について、大きくは「政教分離」違反と「国民主権原則」違反にあり、この主張のハードルとして、具体的な権利侵害の立証と、裁判所に憲法判断を回避させないだけの論理構成等をあげ、最後に2月20日に控訴予定の差止訴訟、25日の国賠訴訟第1回口頭弁論の見通しについて説明した。

木村庸五弁護士からは、痛烈な裁判所批判が展開された。戦後のパージ経験もなく、戦前から同じ体制が続き、民主的基盤がないこと、元・最高裁長官が日本会議会長になったこともあり、東京地裁の行政部に来る裁判官は最高裁の意向を汲む者が多いなど、ゾッとする話ばかり。その上でも、今回の差止め訴訟却下は特に悪質な動きとして批判した。最後に、政教分離原則や信教の自由は、宗教者だけの問題ではなく、思想・良心の自由、表現の自由につながる問題であることを強調した。まったくその通りだと思う。

弁護士発言にはさまれる形で、本訴訟の会呼びかけ人から6人がリレートーク。まずは詩人の石川逸子さんがこの日のために書かれた詩を朗読（別掲参照）。会場の空気は一気に張り詰めた。続いてフランス文学・思想研究者の鵜飼哲さんが、天皇は「思考停止・忘却・排除」の装置としてあることを述べた。現代社会論を専門とする小倉利丸さんは、何の定義もなく憲法一条に登場する天皇を当然とする「私たち」を問うことの必要を語り、女性と天皇制研究会の桜井大子は「万世一系」思想と、そこに組み込まれた産む性・女性とのかかわりについて言及。また、安倍靖国参拝違憲訴訟原告の辻子実さんは、「剣璽等承継の儀」などの神事を税金で行うことの問題を、ジャーナリストの関千枝子さんは「天皇が好き」という方にもこの裁判には関わって欲しいとの思いを語り、最後に日本キリスト教協議会靖国神社問題委員会委員長の星出卓也さんが、歴史の反省に立ち「NO」が言える宗教者として取り組んでいくという意思表明をして、リレートークを締めくくった。

その後、北海道、京都、沖縄から参加した原告の相馬さん、永井さん、松井さん、会場からの発言で終了。原告がさまざまな思いを語りあう集まりとなり、元気も出た。頑張るぞ！　頑張ろう！

テンノウヘイカバンザイ！

――即位・大嘗祭違憲訴訟に向けて

石川逸子

テンノウヘイカバンザイ！
二度と聞きたくなかった　言葉
１９９０年１１月１２日
その言葉を聞いて　あっけにとられた
あろうことか　現天皇の即位式のとき
海部首相がはるか高御座に坐る天皇を仰ぎ見
テンノウヘイカバンザイ！　と三唱したのだ

そのテンノウの名によって
徴兵された　将兵たちが
「テンノウヘイカの　おんために」
朝鮮に　中国に　東南アジアに攻め入って
殺戮・強かん・略奪・放火
ありとあらゆる暴虐をはたらいた事実を
忘れたとでもいうのだろうか
いわれなく殺されたアジアの死者たちが
バンザイ三唱を聞いて
地の底から憤怒の声をあげるのが
聞こえないとでもいうのだろうか

台湾からフィリピンの「慰安所」に連れていかれ
日々　殺すといわれて強かんされ
日本軍とともに山へ逃れ
たった一人生き延びた女性は
日本軍に撃たれて死んだ友の遺品に
今も　毎日供え物し　祈りながら
その償いを　テンノウにこそしてほしいと
つい先ごろ　日本へ来て訴えている

皇国教育にまるごと染められ
テンノウヘイカバンザイ！
叫びながら
原爆に体ごと焼けて本川をながれていった
私と同年の広島二中一年生もいた

テンノウヘイカバンザイ！
その言葉をさらに
２０１３年　４月２８日　ニュースで聞いた
サンフランシスコ講和条約締結日を祝う式典で
退席しようとする天皇夫妻に
安部首相以下出席者一同が万歳三唱したのだ
アジア・太平洋戦争でヤマトの捨て石にされた沖縄を
今度はアメリカに売った　その日
沖縄県民にとっては　屈辱の日だというのに

なぜ　主権者となったわたしたちが
テンノウに平伏する儀式を営まねばならないのか
なぜ　アジアのひとたちを逆なでする儀式を強行し
なぜ　退位の礼並びに即位の礼で
テンノウに感謝し
テンノウから「お言葉」を頂かねばならないのか
なお霧に包まれた　大嘗祭行事に付きあい
そのために　多額の税を投入しなければならないのか

テンノウといえば　よみがえる苦い記憶
奉安殿への最敬礼をうっかり怠って
教師に　いやというほどぶんなぐられた友人
白木の箱を捧げ　眼を伏せた遺族が先頭に立つ
町中の暗い行列
満員電車であろうと　皇居前にさしかかると
帽子を脱いで乗客全員　体をよじって最敬礼していた
滑稽な日々
「畏くも」と教師がいえば
（あ　次はテンノウヘイカという言葉が来る）と察知し
さっと　姿勢を正さねばならなかった子どもの日

テンノウヘイカバンザイ！
など二度と云いたくない
そんな光景を二度と見たくない
バンザイ！を唱えることで
わたしたちの主権は侵され
バンザイ！を唱えることで　権力を得
利を得るものたちが　跋扈する
世が
再来しているではありませんか

●抗議文

東京地裁による「即位の礼・大嘗祭違憲訴訟」分離、差し止め請求却下決定を糾弾する！

即位・大嘗祭違憲訴訟の会
2019年2月8日

東京地裁(民事38部・朝倉佳秀裁判長)は2月5日付けで、昨年12月10日に私たちが提訴した「即位の礼・大嘗祭違憲訴訟」のうち、一連の天皇「代替わり」儀式に対する国費支出の差し止めを求めた部分について、ただの一度も口頭弁論を開かないままに、「訴えを却下する」との決定を下した。

私たちの訴訟は、即位の礼・大嘗祭儀式をはじめとする一連の儀式全体の違憲性を問いただし、儀式に対する国費支出の差し止めと、合わせて、すでに進行している儀式の準備によって生じた損害賠償を求めるものである。しかしながら裁判所は、一体であるべきこの訴訟を勝手に分離させ、前者差し止め請求を「行政事件」として、後者損害賠償請求を「一般民事事件」として、別々の部に係属させた。弁護団・原告はそれを不当として、ふたつの裁判を併合するように申し立てを行ってきたところである。

損害賠償請求については、2月25日（月）に1回目の口頭弁論が開かれる予定であるが、それに先立ち、今回東京地裁は、行政事件部分に関して請求却下の決定を下した。その理由としては、法律は、原告らが主張するような「納税者基本権」などの権利を保障していない、また、国費支出の違法性を理由として支出差し止めを求める訴訟を認める規定も存在していないので、本件訴えは不適法であり、「口頭弁論を経ないでこれを却下する」ことにしたというのだ。

前回の即位・大嘗祭訴訟においても、結果的に「納税者基本権」は認められなかったものの、口頭弁論の過程、あるいはそれをふまえた判決文において、「納税者基本権」の是非について一応の検討はなされている。しかし今回の地裁判決は、そうした立場にさえ立たず、文字通りの「門前払い」をくわせたものである。

今回の決定が、「代替わり」儀式の本格的な開始を前に、儀式それ自体への異議申し立てに議論の余地はない、とりわけ天皇制に関わる問題に対しては、一切の議論をすることもせずに「前例を踏襲」するという、これまでの国・政府の立場を追認するものでしかないことは明らかだ。

私たちは、この不当判決に対して抗議するとともに、ただちに控訴の準備をおこなう。さらに2月25日の口頭弁論の場においても、「即位の礼・大嘗祭」等儀式の違憲性を主張して闘い続けることを明らかにする。

●報道から

天皇代替わり巡る訴訟・歴史に刻まれる意思

〈……前回の代替わりでも同様の訴訟が各地で起こされた。その一つ、大阪での訴訟では二審で『（政教分離に反するという）疑義は一概に否定できない』という原告側の主張をくんだ判断が示されている。しかし……護憲派の中にも、きな臭さを増す現政権に明仁天皇が抗っているという見方があり、それも異議の勢いを削いでいる。そんな空気を察知してか、裁判所は五日、口頭弁論も開かず、差し止め訴訟を却下した（原告側は控訴）。

……（2・16集会は）天皇個人の人格がどうであれ、制度への疑問や異議申し立てはあって当たり前ではないかという思いに貫かれていた。当然のことと思う。

しかし、気づくと、そうしたことすら公言しにくい時代になってはいないか。現に東京では、天皇制を批判する反戦団体の車両が右翼団体に繰り返し襲撃されている。訴訟の見通しが厳しいことは予想していたという。では、なぜ提訴したのか。「私たちの言葉を公的な記録として残しておくためです」。原告の一人は静かにそう語った。〉

（東京新聞 2019年2月28日付）

●会費納入のお願い

いよいよ裁判が開始されました。裁判のために相当の費用が予想されます。原告・支援者になられた方で、まだ所定の会費をお支払い戴いていない方は、同封の振込用紙で、ご送金を宜しくお願いします！

活動日誌（2月-3月）

2月5日（火）　東京地裁民事第38部、差し止め請求部分の却下決定
2月8日（金）　抗議文「東京地裁による『即位の礼・大嘗祭違憲訴訟」分離、差し止め請求却下決定を糾弾する！」発表
2月11日（月）　各地の2.11集会でアピール
2月13日（水）　弁護団会議
2月16日（土）　即位・大嘗祭違憲訴訟提訴報告集会（文京区民センター）
2月20日（水）　差し止め請求部分控訴
2月25日（月）　第1回口頭弁論（東京地裁103合法廷）、報告集会（弁護士会館）
3月8日（金）　弁護団会議
3月26日（火）　第2次訴訟提訴
3月28日（木）　ニュース02号発送、第4回事務局会議